

令和7年度

「トラックドライバー労働環境改善支援事業」

の御案内

宮崎県では、ドライバーの確保・定着を図るため、**施設整備やシステム・機器の導入など労働環境改善に向けた取組を行なうトラック運送事業者を支援します。**

【補助対象・補助額について】

対象経費	トラック運送事業者の 労働環境改善 のための経費 (下表参照)
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・宮崎県内に本社又は営業所を置く トラック運送事業者 (軽貨物を含む※)・申請及び事業開始時点で、下記のいずれかの認証等を取得していること。 ※從業員を雇用している事業者に限ります。 <p>(1) 「働きやすい職場認証制度」 (運転者職場環境良好度認証制度) (2) 「安全性優良事業所」 (G マーク) (3) 「ホワイト物流」 推進運動自主行動宣言</p>   
事業期間	令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)まで
補助額	対象経費の2分の1 (補助額の上限は1事業者あたり100万円)
募集期間	令和8年2月27日(金)まで随時受付 (予算がなくなり次第終了)

以下のような経費（税抜き）が補助の対象となります。

(1) 従業員向け福利厚生施設等の整備	<ul style="list-style-type: none">・休憩室、ロッカールーム、仮眠室などの整備・空調設備、トイレの設置 など
(2) ドライバーの業務負担軽減に資するシステムや機器の導入	<ul style="list-style-type: none">・フォークリフト・ハンドリフト・標準パレット・テールゲートリフター・デジタコ など
(3) その他労働環境改善に資する事業	<ul style="list-style-type: none">・県総合交通課まで御相談ください。

【手続きについて・おおまかな流れ】

- ・補助金の申請にあたっては、**県HP（しごと・産業>交通・物流>物流）の交付要綱等を御確認ください。**
- ・県が定める募集期間内に申請をお願いします。
- ・申請後に事業計画を変更する場合にはあらかじめ御連絡ください。
- ・補助事業により導入した機器等を耐用年数経過前に処分した場合などは補助金の返還が必要になることがあります。

交付申請

(県)審査・
交付決定

事業実施

実績報告

※所定の様式のほか、
見積もりなどが必要
です。

※申請書類に問題等
なければ2～3週間
程度で決定します。

※事業の効果検証まで
含みます。

※所定の様式のほか、
導入した機器等の写真
や領収書など支払の証拠
書類が必要です。

問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県総合政策部 総合交通課 広域交通・物流担当
電話：0985-26-7038 FAX：0985-24-1383 E-mail：sogokotsu@pref.miyazaki.lg.jp